

子どもの人権に配慮した保育について



令和5年5月 こども家庭庁より
『保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン』が発出されました。



保育所保育指針

保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならないと記載されています。



保育所保育指針解説(平成30年3月)

「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子ども的人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたらなければならない。」ことを示しています。



全国保育士会の『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』～「子どもを尊重する保育」のために～では、5つのカテゴリーにわかれた、人権擁護の観点から「よくないと考えられる関わり」のチェックリスト記載されています。



これらのものを活用し、日々の保育実践において、子ども一人ひとりの人権を尊重したものになっているか振り返りを行うことが重要です。